

平成30年度 国民健康保険特別会計の決算の状況

国民健康保険制度は、平成29年度まで各自治体が保険者として個別に運営していました。この制度を持続可能なものとするために法が改正され、30年度からは、都道府県が財政運営の主体となつて自治体とともに運営しています。

新制度では、都が市区町村ごとに都支出金※1や事業費納付金※2の額を決定します。30年度の国民健康保険特別会

計の決算の状況は、図3のとおりです。

◎歳入

歳入の主なものは、加入者が納めた保険税と、都支出金で歳入の84.6%を占めています。保険税収入は、加入者の減により、29年度に比べて約3%の減少となりました。

また、繰入金が歳入の10.4%を占めています。これは、保険税や都支出金などの歳入だけでは

◎歳出

歳出を賄えないため一般会計から繰り入れるもので、図4のとおり、5億円を超える赤字補てん分を含めた約12億7500万円となりました。

1人当たりの医療費は依然増加傾向にあり、今後もある程度の繰り入れは必要になると見込んでいます。

歳出の主なものは、保険給付費※3、事業費納付金で、全体

の92.8%を占めています。

◎加入者1人当たりの医療費と保険税

加入者1人当たりの医療費と保険税は、図5のとおりです。29年度と比べると、医療費は8489円増加し34万9150円、保険税は1722円減少し8万7109円となりました。

市では、今後も歳入の確保に努めるとともに、特定健康診査など保健事業の実施や、ジェネリック医薬品の利用促進などにより医療費の適正化を図り、引

き続き安定した財政運営に努めます。

☆詳しくは、保険係へ。

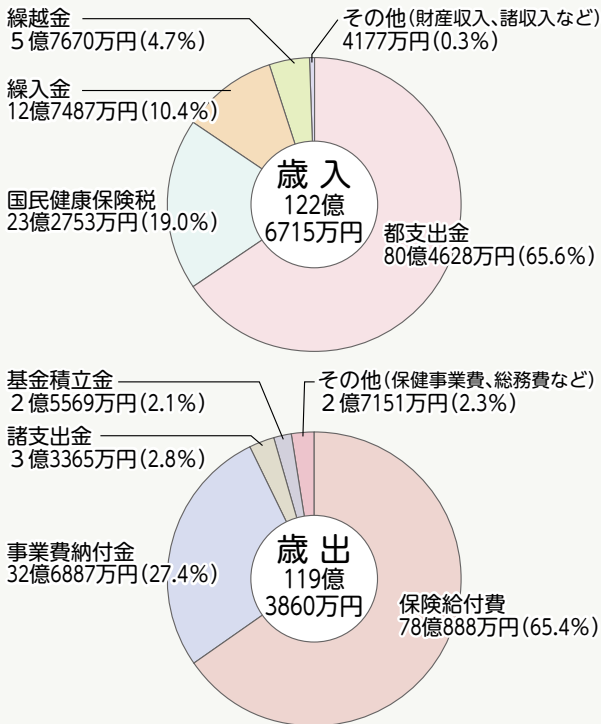
用語説明

- ※1 都が負担する補助金など
- ※2 30年度から、国民健康保険財政の運営が新制度となったことに伴って、創設された納付金。市の医療費の支払いなどに応じて都内の全市区町村が共同で出し合うもの
- ※3 市が医療機関などに支払う費用

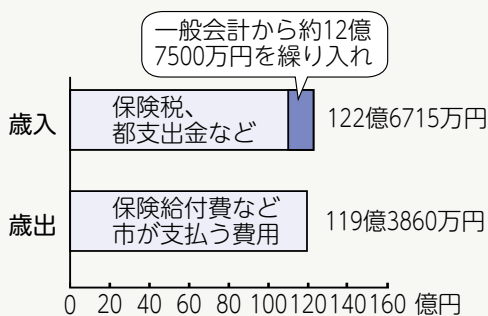
旧拜島公園プールの解体工事を実施

次のとおり実施しますの
で、ご理解をお願いします。
◇期間 11月～令和2年3月
※状況により、期間が変更になる場合があります。
☆詳しくは、スポーツ振興課（総合スポーツセンター）内 ☎44-544 4152へ。

▼図3 平成30年度国民健康保険特別会計決算



▼図4 繰入金の状況



▼図5 加入者1人当たりの医療費と保険税

